認可保育所

Gakken ほいくえん 戸田公園
生活の手引き

≪重要事項説明書≫

－お子様が安心で安全な環境の中で自立を培うために－

Gakken ほいくえん

2024 年 4 月

目 次

2. 利用施設 3
3. 入所及び退所 3
4. 当園の基本理念 4
5. 建物・設備 4
6. 職員体制 4
7. 保育・教育を提供する日及び時間 5
8. 利用料金及び支払い方法 5
9. 提供する保育・教育の内容 6
10. 保護者にご用意いただくもの 10
11. 家庭との連携 12
12. 保健・健康 13
13. 防災と安全管理 17
14. 苦情・要望等について 19
15. 虐待の防止について 20
16. 個人情報の取扱いについて 20
登園届（保護者記入） 22
延長保育について 25
独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について 26
給食費（主食費・副食費）について 26
保育用品の実費徴収について 27
卒園アルバムについて 28

1. 運営主体

【事業者の名称】 株式会社学研ココファン・ナーサリー（以下、当社という）
【会 社 所 在 地】 東京都品川区西五反田２丁目 11 番８号 学研ビル 7F
【電 話 ／ＦＡＸ】 03-6431-1861／03-6431-1864
【代 表 者 氏 名】 山崎 知恵

2. 利用施設

【施 設 の 種 別】 認可保育所
【施 設 の 名 称】 Gakken ほいくえん 戸田公園（以下、当園という）
【園 所 在 地】 埼玉県戸田市本町１丁目 8-20
【電 話 ／ＦＡＸ】 048-291-9290 / 048-291-9291
【施設長（園長）】 倉持 耕哉
【認 可 年 月 日】 2018/03/30
【対 象 年 齢】 生後 57 日目から就学前
【定 員 内 訳】

３号認定（20名）			２号認定（30 名）			定員合計人数
乳児（３名）	1･2歳（17 名）		幼児（30 名）			
０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	
めばえ	ふたば	かぜ	そら	だいち	ひかり	
３名	８名	９名	10 名	10 名	10 名	50 名

3. 入所及び退所

【入 所】当園の利用は、市区町村から特定教育・保育の実施について委託を受けたときに開始するものとします。

【退 所】当園の利用は、次の場合に終了するものとします。

- 小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき（支援法第 19 条第1項第2号及び第3号に規定）。
- 市区町村が保育所の利用継続が不可能であると認めたとき。
- 教育・保育給付認定保護者から保育所利用の取り消しの申し出があったとき。
- その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

4. 当園の基本理念

【保育理念】

育ちのチカラが輝く、心ゆたかな未来をつむぐ

【保育方針】

- 子どもが愛されている実感を持ち、他者との関わりを楽しめる場を創出します
- 子どもの“やりたい”にとことん寄り添い、「好き」を探求する時間を大切にします
- それぞれのご家庭の子育てパートナーとして、喜びと感動を共有します
- 人と人、人と場をつなげ、学び合い、育ち合える関係を構築します

【保育目標(目指す子どもの姿)】

- しなやかな心を持ち、思考し行動する
- 自分に自信を持ち、思いや考えを伝える
- 友だちを大切にし、共に創造することを楽しむ
- 周りと関わり、様々な違いを認め、尊重し合う

5. 建物・設備

【建　物　構　造】鉄骨造４階建
【うち保育所使用部分】1～4 階
【延　床　面　積】467.83 ㎡
【乳幼児・ほふく室(2)】 54.12 ㎡
【保育室・遊戯室(4)】 109.04 ㎡
【調　　理　　室】 28.1 ㎡
【事　　務　　室】 14.65 ㎡
【幼 児 用 トイレ 】 2 か所
【沐　　浴　　室】 1 か所
【屋 外 遊 戯 場】 なし(代替屋外遊戯場:本町 1 丁目児童遊園地 1,413 ㎡)

6. 職員体制

職員は自治体基準で配置しています。

【職員定数】

園長	保育士	栄養士等	看護師等	嘱託医・その他職員	合計
1 名	9名	3 名	0 名	2 名	15 名

【職務】

- 施設長は、当園の業務を統轄するとともに、運営規程第 2 条に定める本保育所の運営方針を遂行します。
- 主任保育士は、施設長を補佐するとともに、保育内容や育児相談、地域の子育て支援活動などについて保育士を統轄します。
- 保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行います。保育補助は保育士を補佐します。
- 保健師又は看護師は、保育に従事し、児童の健康状態を観察し、健康管理等の業務を行います。

- 栄養士又は調理員は、給食業務及び食育に従事し、栄養士は子どもの発達段に応じた離乳食、乳児食、幼児食に関わる献立を作成し、調理員は献立に基づく調理業務を行います。
- 用務員又は事務員は、この他の業務に従事します。
- 嘱託医は、入所児の健康診断、入所児ならびに職員の健康相談、園舎の衛生管理に関する助言指導します。
- 嘱託歯科医は、入所児の歯科健康診査、入所児の歯科健康状況の把握と保持に関する助言指導します。

7. 保育・教育を提供する日及び時間

		月～金	土
開園時間		7:00～20:00	7:30～18:30
保育標準時間		7:00～18:00	7:30～18:30
	延長保育	朝 なし／夕 18:01～20:00	なし
保育短時間		8:30～16:30	8:30～16:30
	延長保育	朝 7:00～8:29／夕 16:31～20:00	朝 7:30～8:29／夕 16:31～18:30

【休　園　日】日・祝日・年末年始(12/29～1/3)

8. 利用料金及び支払い方法

お住まいの自治体から利用料等が補助される場合があります。ご不明な点については園までお問い合わせください。

【利　用　料】保護者が在住する市区町村が定めた額

【延長保育料】巻末ページの「延長保育について」参照

【その他料金】巻末参照

【支払い方法】エンペイ(集金システム) で各種お支払方法を選択いただけます

※市区町村に収める利用料金は除く

※滞納が発生した場合自治体に連絡することがあります

9. 提供する保育・教育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び全体的な計画に沿って乳幼児に必要な保育・教育を提供します。

(1)当園の保育の特長

- 子どもたちは、個性や自分らしさといった「宝物」を誰もが持っています。私たちは家庭との連携を大切にし、子どもたち一人ひとりの個性に光を当て、子どもたちが本来持っている「育ちのチカラ」を伸ばしていきます。
- 「育ちのチカラ」を育む取組として、学研のオリジナルプログラム「学研アプローチ」を実践するとともに、子どもたちにとって“良質で豊富な体験”ができる様々な環境づくりにも取り組んでいます。

【「育ちのチカラ」を育む取り組み】

① 保育プログラム「学研アプローチ」
- 月齢や個性によって異なる敏感期を逃さない環境をつくります。
- 子どもたちの知的好奇心を十分に刺激し、自立への素養づくりを目指します。

② 独自の教材「もじかずランド」や「絵本」の活用
- 乳児期からたくさんの良質な絵本や図鑑、ワークに触れ合う環境をつくります。

③ “生きる力”につながる「学研スポチャンくらぶ」
- 強い心と体を育てます。
- 礼儀や集中力を身につけます。
- 護身術を学びます。

④ 異年齢交流・多世代交流
- お互いが学びあう、子どもの成長を豊かにする異年齢交流を行います。
- 子どもたちと高齢者のふれあい、思いやりの心を育む多世代交流を大切にしています。

(2)年間行事計画

四季の特色を生かした季節ごとの行事を大切にし、園生活をより楽しみながら教育的要素も加えていきます。また、毎月お誕生日会、避難訓練、身体測定も予定しています。

年間行事予定	
4 月　入園式	10 月　運動会
5 月　こどもの日・園児健康診断	11 月　園児健康診断
6 月　園児歯科検診	12 月　発表会・クリスマス会
7 月　七夕・水遊び始め	1 月　新年おたのしみ会
8 月　夏祭り	2 月　豆まき
9 月　水遊び終わり	3 月　ひな祭り・お別れ会・卒園式・進級式

※年間予定は変更されることがあります。

(3)1日の生活の流れ

		0歳児 （離乳食）	0歳児 （離乳食終了）	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
基本保育	7:00	早朝合同保育				早朝合同保育		
	8:00							
	9:00	朝の会	朝の会	朝の会	朝の会	体操・朝の会 クラスの活動		
			おやつ	おやつ	おやつ			
	10:00	外気浴	お散歩	お散歩	お散歩			
		食事	外遊びなど	外遊びなど	外遊びなど			
	11:00				その他活動			
			食事	食事	食事	食事		
	12:00	睡眠					食事	食事
			お昼寝	お昼寝	お昼寝			
	13:00					お昼寝		
		遊ぶ					お昼寝	お昼寝
	14:00							
		食事						
	15:00		起床	起床	起床	起床	起床	起床
		睡眠	おやつ	おやつ	おやつ	おやつ	おやつ	おやつ
	16:00	外気浴	遊び	遊び	遊び	クラスの活動 自由遊び 3・4・5歳児合同保育		
		など						
	17:00							
	18:00							
延長保育	18:00	補　食・夕　食						
	19:00	異年齢活動 （ご家庭の生活へとつなぐため、心と体を配慮した無理のない活動をします。）						
	20:00							

上記は生活の目安です。

（4）登降園について

① 登園時間は 9：00 までです。時間に遅れますとクラス活動や午前おやつ等に影響が出る場合がありますので、登園が遅れるときまたは欠席のときは、CCS にて 9:00 までにお知らせください。

② 体調の悪い時には無理せずお休みください。体温 37．5℃を目安にご家庭でご判断ください。他のお子様への配慮から、登園されてもお預かりをお断りする場合もございますので、ご了承ください。また、保育中に発熱など体調不良が生じましたらご連絡いたしますので、速やかにお迎えをお願いいたします。

③ 登園時は、受け入れの保育室にてお子様をお預かりいたします。ただし、保護者様が感染症に罹患している場合は、園内感染を予防する為、園外（玄関口）でのお預かりとなりますので、ご協力ください。前日や当日の朝の様子をお知らせください。保育者も一緒に確認させていただきます。0～2 歳児は受け入れ時に検温を行います。

④ 兄弟姉妹がいる場合、上のお子様が乳児室等への入室することを控えて頂くため登園時は上のお子様からお預けを、降園時は下のお子様からお迎えをお願いします。

⑤ 朝食は 1 日の活力源であり生活リズムを整える大きな役割を持っていますので、必ず朝食をとってから登園することを心がけてください。

⑥ 未成年者による送迎はできません。不審者情報や交通事故などが身近な場所で起きている中、当園では、保護者の方に安全な引き渡しを行い無事に帰宅していただきたいと考えております。

⑦ 登降園は交通ルールをお守りください。右側通行、横断歩道や道路の歩き方は大人がお手本を示してください。送迎時にはお子様と必ず手をつなぎ、車には十分気をつけてください。

⑧ 車での送迎は原則禁止です。また、当園周辺での駐車もご遠慮ください。万が一駐車場内での事故があった場合、当園では責任を負いません。行事・保育参観・懇談会などの際も車での来園はご遠慮ください。また園近隣の駐車場には立ち入らないようにお願いします。

⑨ 自転車での登降園は安全面に留意し、園指定の駐輪場に駐輪してください。

⑩ お迎えにはなるべく余裕をもってお越しください。またお迎え後はけがの原因にもなりますので速やかにお帰りください。

⑪ 登降園の打刻は、どちらの場合も園に到着後すぐに行ってください。

⑫ 以下の場合はあらかじめお知らせください。

- 事前に欠席が分かる場合
- お迎えの時間が予定より遅れる、または早まる場合
- 当日の連絡先が普段と変わる場合（出張など）
- お迎えが予定の方から変更になる場合

※事前の予告なくお迎えが予定の方から変更になった場合は、保護者（父母）の方に連絡を取り確認を取らせて頂いた上で、お引き渡しいたします。

（5）お散歩について

- 天気の良い日はできるだけテラスや近隣の公園（本町 1 丁目児童遊園地・こどもの国など）にお散歩に行きます。
- 園にお散歩マップを掲示してありますので、ご覧ください。

(6)給食等について

当園では、月曜日から土曜日まで完全給食です。おやつの提供は、0～2 歳児は 9:10 と 15：00、3～5 歳児は 15：00 です。食事は何よりも楽しいひと時です。食事をすることを通して身に付くいろいろな事柄は、その子の将来にわたり肉体的・精神的にも影響を与えるものです。明るく楽しい食事の場からさまざまな食事マナーを伝えていけるよう工夫していきたいと考えています。

① 献立について

献立は当社の統一献立を使用しています。

- 四季の味覚を大切にして薄味の手作りメニュー、添加物をなるべく避けた食品、天然だしなど、安全な食品を使用するよう心がけています。
- 献立表を事前に１カ月単位で配付しますので、ご家庭での献立の参考にしてください。なお、遠足などでお弁当を持ってきていただく場合がありますのでご協力ください。
- 咀嚼の発達を促すために、噛みごたえのある根菜類、ひじき、こんぶなどを提供しています。
- 通常の給食メニューの他に、各行事、お誕生会などの楽しいメニューもご用意する予定です。
- 毎日の給食を写真にて掲示しております。お帰りの際にご覧ください。量や味付けに関して質問がある方、レシピが欲しい方はお知らせください。

② アレルギーのお子様の食事について

当園では、アレルギーのお子様の食事は、原則としてアレルゲンの完全除去で提供します。

除去食は、親子共に心理的な負担となることが多く、かなり多くの制限のある除去食の場合は、発育障害や栄養失調などの危険性もあるため慎重にすすめる必要があります。保護者の独自の判断で食物除去をしないようにし、定期的にアレルゲン抗体検査や診断を受け、医師の指示に従ってすすめてください。食べると激しいショック症状を起こすこともあり、医師との連携を密に取り合うことは大変重要です。

③ 乳糖不耐症やその他医師の診断に基づき対応が必要な場合のお子様について

当園では乳糖不耐症やその他医師の診断に基づき対応が必要な場合、医療機関を受診し、医師からの指示であることを確認した上で除去の対応を行います。

④ 宗教食

宗教上、摂取することが禁じられている食品がある場合、文化・思想などを理解し、可能な限り対応を行います。

- 除去食が必要な場合には、園長、栄養士にご相談の上、指定の書類をご提出ください。
- 重度のアレルギーをお持ちの場合や過度の宗教食をご希望の場合は、自宅からお弁当を持参いただく場合があります。
- 毎月、翌月の献立説明やご家庭での喫食状況の確認のために面談を行います。

10. 保護者にご用意いただくもの

(1)入園時に必要な提出書類について

① 新入園児面談表
② 重要事項説明書同意文
③ 児童票及び健康調査票(両面)
④ 入園までの生活状況
⑤ 緊急連絡票(両面)
⑥ 送迎者登録書(写真付き)
⑦ 災害時連絡カード(写真付き)
⑧ 健康診断票(両面)
⑨ 食材進捗確認表(離乳食用または乳幼児食用)
⑩ 食物アレルギー確認書
⑪ 保育所におけるアレルギー疾患に関する書類(※)
⑫ 個人画像および動画の使用に関する承諾及び個人情報等の取扱いについて
⑬ 延長保育利用登録書(※)
⑭ (独)日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について
⑮ 慣れ保育の目安(※)

(※)は該当者及び希望者のみ提出

(2)入園までにご準備いただくもの

① お昼寝マットカバー(参考<一枚布型>または<袋(横開き)型>)
(学研モールでも購入いただけます。「やさしいお昼寝マット専用シーツ」)
② 昼寝用掛布団(夏期はバスタオル等、冬期は毛布等)
※昼寝マット(125cm×60cm)は園で準備いたします。

参考:お昼寝マットカバー

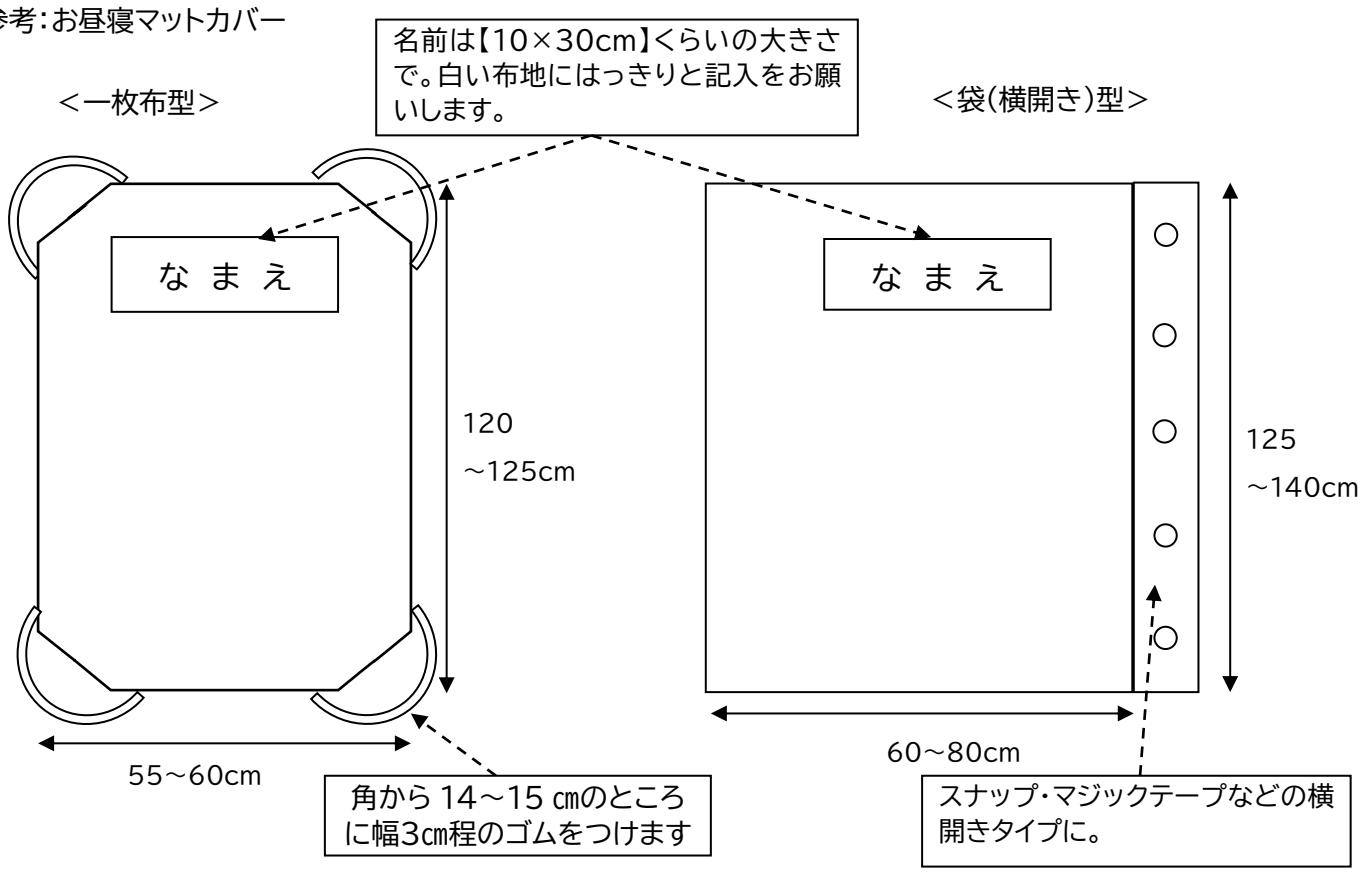

(3)お子様の服装

指定の制服はありません。お子様が活動しやすい服装をこころがけてください。
当園での生活がのびのびと楽しめるように汚れても差し支えのないものを選びください。
衣類はご家庭で着用のものをご用意いただいて結構ですが、新たに揃える場合は以下の点を参考にしてください。

① 服装についてのお願い

- 伸縮性のある綿のＴシャツやずり落ちたりしない股上丈が深いズボンをおすすめします。また上着は腹や背中が見えないように丈の長いものをおすすめします。
- 飾りのボタンや紐、フードのついていないシンプルな形が安全です。また丈の長いスカートやズボン、つなぎの服、サスペンダーなどは危険ですのでご遠慮ください。
- 着脱を習慣づけるためにズボン、パンツは簡単で着脱しやすいものをおすすめします。またジーンズは着脱しにくいので 0～2 歳児はご遠慮ください。
- 襟まわりや袖口などにゆとりのあるものや大きめのボタンのものは着脱がスムーズにできます。
- 靴は運動靴をおすすめします。戸外遊びや散歩をする機会が多いので足に合った靴をお選びください。
- 子どもは体温が高く汗をかきやすいため、シャツは冬でも半袖、タンクトップ、キャミソール等をお勧めします。（室内は適切な温度となるよう調整しております。）
- 毎日の洗濯が可能で、肌への刺激を考え、化学繊維の下着はお避けください。
- スパンコール等はがれやすいものがついた服はお控え下さい。

(4)毎日の持ち物（補充・交換が必要）

0 歳児	1･2 歳児	3～5 歳児
● 紙おむつ又は紙パンツ(※) ● おしりふき(※) ● 着替え 3 セット ● 靴下 ● ビニール袋(汚れ物入れ) ● 食事用エプロン・口拭きタオル(3 セット)	● 紙パンツ(※) ● おしりふき(※) ● 着替え 3 セット ● ビニール袋(汚れ物入れ) ● 食事用エプロン ● 口拭きタオル	(自分で着用できるもの) ● 着替え ● コップ・コップ袋 ● ビニール袋(汚れ物入れ) ● エプロン・三角巾(食育用) ※エプロン・三角巾、その他製作用のスモックなどは必要に応じて都度ご連絡いたします。

① 着替えやおむつ(※)等を使用した際は補充をお願いします。
※オムツサブスクをご利用の方は不要です。

② 上記の表(毎日の持ち物)ものを一つのバッグにまとめてお持ちください。
- 0～1 歳児はバッグの種類について指定はありませんが 1 つにまとめてください。
- 2～5 歳児はリュックサック等にまとめて入れてください。お子様が背負った時に両手が使えるようにしてください

（5）毎週の持ち物（週末に持ち帰り）

0・1 歳児	2・3・4・5 歳児
● カラー帽子 ● お昼寝マットカバー ● バスタオル・毛布等（掛布団として使用）※1 ● お散歩兼避難靴（1・2 歳児）※2	● カラー帽子 ● お昼寝マットカバー ● バスタオル・毛布等（掛布団として使用）※1 ● 上履き ● 上履き入れ ● お散歩兼避難靴※2

※1　毛布カバーをご使用の場合は 10 ページのお昼寝マットカバーと同様に名札を付けてご用意ください。
その場合でも4週間に一度は毛布をお持ち帰りいただき、お洗濯をお願いします。

※2　登園靴とは別にお散歩靴兼避難靴のご用意をお願いします。

（6）持ち物について

- おもちゃ・ぬいぐるみ・シール・髪用ピン・えほん・飾りゴム・キーホルダー・お菓子などの持ち込みはお子様同士のトラブルや破損・紛失の恐れがありますのでご遠慮ください。園生活で不要なものはお持ちにならないようご協力ください。万が一、紛失・破損した場合は責任を負いかねますのでご了承ください。
- 1～2 歳児　避難靴を園に置いておきます。（定期的にサイズ確認のために持ち帰ります）

（7）記名について

- すべての所持品には、分かりやすい位置に油性の黒ペン等で記名をしてください。洗濯等で文字が薄くなってきた場合は、書き直してください。
- アイロンシール等、剥がれやすいものはこまめに貼りなおすようにしてください。
- おむつ、持ち手のある袋はひとつひとつにご記入ください。
- 靴下など別々になるものは、それぞれにご記入ください。

11. 家庭との連携

（1）連絡帳について 【保育園 ICT システム　CCS（チャイルド・ケア・システム）使用】

- 0 歳児

  乳児の食事、睡眠などの 1 日の生活を共有し、ご家庭と連絡を取りながら保育をする為に大切なものです。ご家庭の様子やお子様の相談などをご記入ください。
- 1～2 歳児

  ご家庭での様子、健康、食事、睡眠などお子様の様子を記入してください。園でも当日のお子様の様子を記入します。
- 3～5 歳児

  毎日の保育内容をお知らせします。

（2）園からの配付物について

毎月、園だより・クラスだより等を CCS にて発行します。保育の様子や翌月の行事、連絡事項をお伝えしますので、よくお読みください。

（3）保護者会等について

年に数回の保護者会や懇談会、個人面談等の機会を設けます。個別のご相談は随時受け付けていますので、お気軽にお声掛けください。

（4）保護者の方との連絡について

- 緊急時等、園から保護者の方へ連絡をする場合がございます。お預かりしております電話番号が変わった場合は速やかにお知らせください。
- 保護者の電話番号（携帯含む）は連絡網等での公表はしておりません。くれぐれもご自身の情報についての取り扱いはご注意ください。
- 保護者以外の方からのお子様やご家庭に関する問い合わせには応じませんので、予めご了承ください。
- 緊急時、職場に電話することがあります。この際、園名を出さず個人名でのお電話を希望される方はお知らせください。

（5）お迎えの方の登録・変更について

- お迎えは原則として、ご家族及び登録された方に限ります。登録者は入園時に確認します。
- 事件・事故防止のため、お迎えの方の登録が変更になる場合は、速やかに CCS にて園にお知らせください。
- お子様の養育をする人が変わった場合に園への変更手続きがされていないと、変更前と同じ方にお子様をお渡しすることになりますのでご注意ください。
- 登録以外の方が代理でお迎えに来る場合は、事前に代理の方のお名前や特徴をお知らせください。ご連絡がない場合は、お渡しいたしません。場合によっては免許証等の提示をお願いすることもありますので、お迎えの方にあらかじめお伝えください。

（6）運営委員会について

運営委員会は園の運営や利用に関する様々な内容について意見交換し、利用者の立場に立った良質な保育サービス提供と改善を目的として年 2 回以上開催いたします。委員は運営事業者、社会福祉事業について知識経験を有する者、保護者代表、園長とし、保護者代表は、在園児保護者から数名を選出します。

12. 保健・健康

（1）お子様の体調管理について

① 朝起きたら、お子様の体調によって登園・休園を判断してください。

- 毎朝健康観察（顔色、食欲、機嫌、発疹や発赤、爪の長さ、便の状態等）及び体温測定（解熱剤内服前）を行ってください。
- 体温 37.5℃を目安として休園をご検討ください。また前日に高熱が出た場合も休園をご検討ください。
- 病院受診後の登園は、医師に集団保育が可能か必ずご確認ください。
  必要に応じ、病児保育・病後児保育施設の情報を提供いたします。
- ご自宅で怪我をされた場合は登園時に必ずお知らせください。
- 乳幼児は体温機能調節が上手にいかず発熱することが多くあります。日頃から体調管理をしっかりと行ってください。

② 登園後に数回の下痢や嘔吐、体調不良や咳・鼻水などの風邪症状などがある場合、感染拡大の恐れがあるうえ、体力の消耗もひどくなりますので、お迎えをお願いする場合があります。

③ 事故防止に努めておりますが、万が一保育中に怪我をした場合、当園で応急処置をします。受診が必要だと判断した場合には、園から保護者の方に状況を連絡いたします。その後、医師の診断を受け、再度保護者の方に連絡いたします。症状によってはお迎えをお願いする場合もあります。

(2)嘔吐・下痢について

当園では、嘔吐や下痢や尿で汚れてしまった衣類・リネン類は、感染の拡大を最小限にするために、園では洗わずにビニール袋に入れてお返ししています。また 24 時間以内に 2 回以上の嘔吐や水様便がある場合はできるだけ登園についてはご配慮ください。また他児の服装についてしまった場合は、感染拡大防止のため嘔吐したお子様のご家庭にお渡しして洗濯等をお願いしております。

参考:厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」

(3)園児健康診断

【健康診断】　全園児・・年 2 回（治療を必要とする場合はお知らせします。）
【歯科健診】　全園児・・年 1 回（虫歯がある場合はお知らせします。）
【身体測定】　全園児・・毎月 1 回(身長・体重・頭囲)
　　1 歳以上の頭囲測定は年 2 回の実施となります。

(4)健康カード

お子様の健康を維持し、健やかな成長を実現するためには、ご家庭と園が緊密な連絡を取り合うことが大切です。身体検査、健康診断、歯科健診の結果は CCS でお知らせします。

(5)予防接種

- 当園ではたくさんのお子様が生活しています。医師に相談のうえ、予防接種を計画的にすすめてください。
- お子様が予防接種を受けたら、何の予防接種をいつ受けたかを当園にご連絡ください。
- 予防接種後は、接種部位の腫れや発熱など体調が変化する可能性があります。お迎え後の接種などをご検討ください。

(6)乳幼児突然死症候群(SIDS:シズ)の防止

① SIDS(シズ:乳幼児突然死症候群)とは？

それまで元気だった赤ちゃんが事故や窒息ではなく、眠っている間に突然死亡してしまう病気です。日本では、年間 50 人弱の赤ちゃんがこの病気で亡くなっています。そのほとんどが生後 2 か月から 6 か月の乳児期の赤ちゃんに起きています。原因はまだよくわかっていませんが、今までの研究から、うつぶせに寝かせる、暖めすぎ、家族の喫煙などが危険因子ではないかといわれています。

② 当園での対応・留意事項

- お子様を一人にしません。
- 保育士が見守り、お子様の様子を定期的に観察します。(CCS を使用して年齢に応じて観察をします。)
- 敷布団は、硬くて通気性の良いものを使っています。
- 枕は使いません。
- ベッドの周りには、危険なものは置きません。
- 室温・湿度・明るさ等に注意し、快適な環境設定を心がけます。

③ ご家庭でのお願い事項

お子様の顔が見えるように、あおむけで寝かせましょう。うつぶせ寝は危険です。子どもは、体調が悪くても自分で訴えられない場合があります。したがってお子様の日頃の様子をよく知っている人が機嫌や顔色など身体から健康状態を判断する必要があります。

(7)園での与薬について

与薬は医療行為にあたるため、原則として園で薬の預かりは行いません。ただし、医師の診断により昼間に飲まなければならない場合(例:ダイアップ・エピペン等)に限り園でも薬をお預かりし、保護者の代わりに与薬いたします。その場合、以下の方法に従い園へお持ちください。

通常の風邪などは、できるだけ朝と夜の１日２回、あるいは朝夕夜の１日３回の処方としてもらうよう医師にご相談ください。

【与薬依頼の方法】

以下２点の書類を園にご提出ください。

①与薬依頼書…園にお申し出ください。

②薬剤情報提供書…薬剤師・医師等の印のあるものをご提出ください。

【 注 意 事 項 】

- 当園では１回分のみお預かりします。毎日必要な分だけ、上記の書類とともにお持ちください。
- 市販の薬はお預かりいたしません。

(8)緊急時における対応方法

- 当園において当園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに当園児の家族等に連絡をするとともに、嘱託医又は当園児の主治医に相談する等の措置を講じます。
- 当園利用中に事故が発生した場合は、保育課及び支給認定保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- 当園児に対する賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

(9)嘱託医及び嘱託歯科医について

院名(嘱託医)	科目	医師名	住所	電話番号
篠医院	内科・小児科	篠　興太	戸田市上戸田 5-14-7	048-442-3221

【委 託 内 容】① 園児の健康診断(年２回) ②入所時の健康診断 ③各種健康相談

院 名 (嘱 託 歯 科 医)	科目	医師名	住所	電話番号
ひらつか歯科クリニック	小児歯科・歯科口腔外科	平塚　健	戸田市本町 1-16-8	048-430-0648

【委 託 内 容】① 園児の健康診断 ②各種健康相談

(10)保険について

【保険の種類】 賠償責任保険

【保 険 事 故】 施設内発生事故及び漏水事故の損害賠償

【保 険 金 額】 施設賠賠償 ： １名につき１億円まで／1 事故につき５億円まで

生産物賠償 ： １名につき１億円まで／1 事故につき２億円まで

(11)学校感染症

「学校保健安全法施行規則」により定められた「学校において予防すべき感染症」が学校感染症です。

第一種感染症	出席停止の期間の基準が「完全に治癒するまで」
第二種感染症	出席停止の期間は結核を除き「感染症ごとに定めた出席停止期間の基準の通りただし病状により医師において感染のおそれがないと認めた時はこの限りでない」
第三種感染症	出席停止の期間は「病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで」
第三種感染症 その他の感染症	感染症の流行が起こった場合に流行を防ぐため必要があれば園医などの意見を聞き、第三種の感染症として措置をとる事ができる疾患。条件によっては、出席停止の措置が必要と考えられる感染症と、通常出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症に分けている。

●学校感染症一覧表

出席停止の期間

第一種感染症	エボラ出血熱		マールブルグ病		感染源となりうる期間は原則入院 完全に治癒するまで出席停止
	クリミア・コンゴ出血熱		急性灰白髄炎(ポリオ)		
	南米出血熱		中東呼吸器症候群		
	重症急性呼吸器症候群		鳥インフルエンザ		
	ペスト	ジフテリア	ラッサ熱	痘そう	
第二種感染症	インフルエンザ				発症後 5 日を経過しかつ解熱後 3 日を経過するまで
	新型コロナウィルス感染症				発症後 5 日を経過しかつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	百日咳				特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)				解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)				腫張発現後 5 日経過かつ、全身症状が良い事
	風疹				発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)				すべての発疹が痂皮化するまで
	喉頭結膜熱(プール熱)				主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核		髄膜炎菌性髄膜炎		感染のおそれがなくなるまで
第三種感染症	流行性角結膜炎		急性出血性結膜炎		病状により医師によって 感染のおそれがないと認められるまで
	腸チフス	パラチフス	コレラ	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症				症状が治まりかつ抗菌薬による治療(※①)が終了し、48 時間あけて連続 2 回の検便によって菌陰性が確認されたもの

第三種 その他の感染症	条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患	
	溶連菌感染症	適切な抗菌薬による治療(※①)開始後 24 時間～48 時間経過後
	A 型肝炎	肝機能が正常化した後
	B 型肝炎	急性肝炎の場合、症状が消失し、全身症状が良いこと
	伝染性紅斑(リンゴ病)	全身状態が良いこと
	手足口病	発熱がなく(※②)、普段の食事が取れる事
	ヘルパンギーナ	発熱がなく(※②)、普段の食事が取れる事
	ロタウイルス感染症	下痢・嘔吐が 24 時間以上消失した後普段の食事が取れる事
	ノロウイルス感染症	下痢・嘔吐が 24 時間以上消失した後普段の食事が取れる事
	サルモネラ感染症	下痢・嘔吐が 24 時間以上消失した後普段の食事が取れる事
	マイコプラズマ感染症	発熱や激しい咳が治まって症状が安定した後
	肺炎球菌感染症	症状が安定した後
	RS ウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良い事
	突発性発疹	発熱がなく(※②)、全身状態が良い事
	単純ヘルペス感染症	発熱がなく(※②)よだれが止まり普段の食事が出来る事(歯肉口内炎ならマスク着用で登園可能)
	日本脳炎	症状が安定した後

通常出席停止の措置は必要ないと考えられる疾患	
アタマジラミ	駆除を開始していること
疥癬	治療を開始していること
伝染性軟疣腫（水いぼ）	掻きこわし傷から滲出液が出ている時は被覆すること
伝染性濃痂疹（とびひ）	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が被覆出来る程度のものであること

※①抗生物質・抗生剤を飲んでいる状態の事　　※②解熱剤を飲んでいない状況で１日以上経過していること

・罹患した際は、下記の書類の提出が必要です。

・登園届（保護者記載用）・・・医師の診断を受けて、保護者様がご記入いただき、園に提出してください。

※厚生労働省からの連絡（R4 年 11 月）により、意見書の提出が不要の場合があります。また、感染症によって提出書類や方法が異なります。 ご不明な点は園までお問い合わせください。

13. 防災と安全管理

① 防災・防火管理者：園長

② 広域避難場所及び避難所について

項目	場所	住所	連絡先
広域避難場所	市の指示による		
第一避難場所	児童センター子どもの国	戸田市本町 1-17-7	048-443-2387
第二避難場所	戸田南小学校	戸田市本町 4-8-2	048-442-6384

③ 大規模地震警戒宣言が発令された場合・・

登園前	臨時休園とします。その後のことについては、園よりお知らせします。
在園時	1　当園では、園児を安全な場所に集め、すぐに保護者の方にお引き渡しできる体制を取ります。 2　保護者の方は、テレビ・ラジオなどで情報を得た時点で速やかにお迎えに来てください。 3　翌日以降は状況により臨時休園となります。園より電話・CCS等でお知らせします。

＊「警戒宣言」の発令と伝達方法

判定会→気象庁長官→内閣総理大臣（発令）→各都道府県知事→各市区町村長→家庭や園

報道機関

④ 火災・地震で当園に被害があった場合は

登園前	臨時休園とします。その後のことについては、園よりお知らせします。
在園時	1.　当園では、園児を安全な場所に集めて避難させます。 2.　保護者の方には、電話・CCS等でお知らせします。行き先は当園の門の所に表示しておきますので速やかに避難場所にお迎えに来てください。 3.　翌日以降は状況により臨時休園となります。園より電話又は CCS 等でお知らせします。

⑤ 風水害・土砂災害またはその恐れがある場合

登園前	臨時休園する場合は、園よりお知らせします。
在園時	1. 台風・集中豪雨等の注意報または警報が発令された場合は、テレビ、ラジオ等により気象情報を常に確認し、被害の恐れのある場合は自主的に早めにお迎えに来てください。 2. 園から連絡がありましたら、速やかにお迎えをお願いします。暴風雨の最中の帰宅にならないようにしてください。 3. 交通機関の不通などによりお迎えが遅れる場合は、必ず当園に電話連絡してください。

⑥ 大雪またはその恐れがある場合

登園前	臨時休園する場合は、園よりお知らせします。
在園時	1. 大雪の注意報または警報が発令された場合は、テレビ、ラジオ等により気象情報を常に確認し、雪害の恐れのある場合は自主的に早めにお迎えに来てください。 2. 園から連絡がありましたら、速やかにお迎えをお願いします。 3. 交通機関の不通などによりお迎えが遅れる場合は、必ず当園に電話連絡してください。

⑦ 非常災害対策

施設長又は防火管理者は非常その他急迫の事態に備え、とるべき措置についてあらかじめ対策をたて、少なくとも毎月1回入所児童及び職員の避難訓練及び消火訓練を行います。

⑧ 安全管理について

「安全・安心な園生活のために」

＜こんな危険があります＞

自らの意思で活発に行動する場合は、転倒する危険があります。常時離れずに見守ることは、集団生活の特性上難しく、また、行動を制限すれば、成長・発達を遅延させることになります。そこで、園では次のような安全に成長できるような対策を講じていますが、100％事故を防ぐことは困難です。保護者様のご理解をお願いします。

＜園での事故防止対策＞

園では安全対策委員会を組織し、「安全計画」を策定しています。お子様、職員、保護者様、地域に対しお子様の安全確保に向けた取り組みを指導・周知し、確実に取り組んでまいります。

園では運動機能の発達を大切にして、安全に成長できるよう次の対策を行なっています。

・身体機能を維持するため、運動や体操を定期的に行っています。

・廊下や教室など安全に歩行できる環境を整えています。

・転倒してもケガをしない、大きなケガに至らないように床を保護するなどハード面の工夫をしています。

・職員やお子様の状況にも（服装、履物、など)注意を払っています 。

また、重大事故の予防や、事故発生時の適切な対応を誰もが確実に行えるように、以下のようなガイドライン、マニュアルを定め、職員周知に務めております。

⇒「事故・怪我対応ガイドライン」「危機管理ガイドライン」「お散歩マニュアル」「プール・水遊びマニュアル」等

＜保護者様にご協力いただきたいこと＞

・ご自宅での生活状況や環境など、ご家族で配慮されていることがありましたら、園までお教え下さい。

・体調不良時や排せつ欲求により気が急いている場合などはバランスを崩し転倒する危険性があります。このような時には職員までお声がけいただくよう、ご協力をお願い致します。

14. 苦情・要望等について

当園のことでお気づきの点がございましたら、ご遠慮なくお知らせください。
保育についてのお悩み、ご意見、ご要望などがございましたら、送迎時に保育士に伝えていただくか、またはお気軽にお電話ください。また、直接要望等を伝えるのが苦手、あるいは匿名を希望の方には、意見箱の設置をしていますので、そちらに投函してください。

（1）苦情解決の体制

① 苦情解決責任者：倉持耕哉

【目 的】 苦情解決の責任主体を明確にします。

【役 割】 苦情解決の仕組みを周知し、苦情申出人との話し合いによる解決を図ります。
解決後の報告及び公表を行います。

② 苦情受付担当者：主任保育士

【目 的】 サービス利用者が苦情の申出をしやすい環境を整えます。

【役 割】 利用者からの苦情を随時受け付けます。受け付けた内容を苦情解決責任者及び第三者委員へ報告します。受付内容から解決・改善までの経過確認と記録を行います。

③ 第三者委員：主任児童委員　　※以下個人情報につき削除
元・町会長　　※以下個人情報につき削除

【目 的】 苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や状況に配慮した適切な対応を推進します。

【役 割】 利用者が職員に苦情申出をしにくい際の苦情解決や申出人と苦情解決責任者との話し合いへの立ち会い、助言や解決策の調整をします。日常的な状況の確認と利用者からの意見聴取などを行います。
※運営本部や自治体の保育園担当課でも苦情を受け付けております。

（2）苦情解決の手順

① 苦情の受付
苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。尚、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

② 苦情受付の報告と確認
苦情受付担当者が受け付けた苦情を、苦情解決責任者に報告します。苦情受付責任者は第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）・本部担当者に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知します。匿名の苦情については第三者委員に報告し、必要な対応を行います。

③ 苦情解決のための話し合い
苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。
尚、第三者委員の立ち会いによる話し合いは次により行います。
（ア） 第三者委員による苦情内容の確認
（イ） 第三者委員による解決案の調整、助言
（ウ） 話し合いの結果や改善事項等の確認
尚、苦情解決責任者も第三者委員の立ち会いを要請することができます。

④ 結果の公表
保護者・・・事業報告書・運営委員会議事録及び掲示等で件数および内容を公表します。
第三者（保護者以外）・・・自社ホームページにて件数を公表します。

15. 虐待の防止について

① 職員は、園児に対し、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を行いません。

② 当園は、職員又は当園児に関わる者による虐待を受けたと思われる当園児を発見した場合は、児童虐待の防止等に関する法律に従い、市区町村保育主管課・児童相談所等適切な機関に通告します。

16. 個人情報の取扱いについて

(1)個人情報保護方針

当社は、個人情報の保護を重要な課題と考え、ネットワーク社会における責務を果たして参ります。当社は保護者様からお預かりした個人情報(個人情報保護法第 2 条第 1 項)及びお子様の写真、当社で勤務する職員の個人情報(以下を総称して「個人情報等」といいます)それぞれの保護の重大な社会的責任を認識し、個人の人権の保護、個人情報に関する法規制を遵守し、個人情報保護マネジメントシステムの構築及び継続的改善に向けて、全職員を挙げて取り組みます。

(法令の遵守)

① 当社は個人情報等を取り扱う際に、個人情報に関する法令、国が定める指針およびその他の規範を遵守します。

(個人情報等の取得と利用目的)

② 保護者様からお預かりした個人情報等を、サービスのご提供、ご利用料お支払い等の目的で使用いたします。またこれら業務の一部を委託するため、学研ココファングループを構成する会社、その他外部機関(行政・警察・消防・病院・小学校・保育所・幼稚園等)に個人情報等を知らせる場合があります。

③ 保護者様及び当社に勤務する職員からお預かりした個人情報等は当社のプライバシー・ポリシーに従って取扱います。

(安全管理措置)

④ 当社はお預かりした個人情報等について、個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、減失または棄損等のリスクに関して、合理的な安全体制を講じ、予防並びに是正に努めます。また最新の技術動向に合わせた経営資源を注入し、個人情報セキュリティー体制を継続的に向上させます。

(委託先の監督)

⑤ 個人情報等の利用に際し、外部へ業務を委託する場合は、当社の個人情報保護方針を遵守し得る管理体制を有する委託先を選定し、適切な指導・監督をするものとします。

(個人情報等の提供)

⑥ 個人情報等を以下の方法で提供いたします。

(ア) お子様の日常の様子を写真で撮影し、その写真を園内で掲示すること

(イ) 園便り、クラス便り等に、お子様の氏名・生年月日等を記載すること

(ウ) 保護者様が利用可能な当社ホームページ内のブログに日頃の保育の様子・行事等を掲載すること
(ブログはパスワード管理)

(エ) 保護者様が利用可能な写真販売サイトに日頃の保育の様子・行事等を掲載・販売すること

(オ) 上記(ア)～(エ)について、当社関係者内にて閲覧、またその他の外部機関(行政・警察・消防・病院・小学校・保育所・幼稚園等)及び新規に入園を検討されている方に一部公開すること

(個人情報等の開示等)

⑦ 個人情報等の開示・請求・訂正・削除等のお申し出があった場合は、ご本人であることを確認させていただいた上で、速やかに対応いたします。

（個人情報保護体制の継続的改善）

⑧　当社は、預託された個人情報を適切に扱うために、本方針の遵守に努めるとともに、園児・保護者のニーズ、最新の IT 技術の動向を踏まえ、適時・適切に個人情報保護マネジメントシステムを見直し、継続的改善を行います。

（2）当園が行う行事等におけるビデオ・写真等記録の管理について

①　当園は運動会・発表会などにおけるビデオ・写真撮影をお子様の適切な成長に役立つものとしてとらえ、必要に応じて撮影を行います。

②　なお、記録を望まない場合は事前・事後にかかわらず申し出ていただくことで関係する部分の消去を行い、掲示や配付も控えます。

③　当園のホームページに使用する個人情報に該当する写真等については、特定できない解像度で掲載するか、または保護者へ確認します。

④　行事における写真等の記録を業者に依頼する場合は、業者が当園の個人情報保護方針の趣旨を理解・承諾した上で発注を行います。

⑤　公開する行事において保護者が記録するビデオ・写真等については、当園の個人情報保護方針の趣旨をご理解いただくと共に、むやみに第三者への提供を行わないようにしてください。
（SNS 等への掲載はお控えください。）

（3）当園 HP 掲載のブログの管理について

①　当園は日常の保育生活について、保育士がお子様の様子を撮影しコメントを添え、ブログで在園児保護者に対し公開しております。

②　入園時に個人情報に関する同意書をいただいた上で、閲覧希望の保護者に ID、パスワードをお知らせいたします。

③　なお、記録を望まない場合は事前・事後にかかわらず申し出ていただくことで関係する部分の消去を行い、掲載を控えます。

④　在園児保護者にお子様の日々の様子をご覧いただき、保育園生活を共に楽しんでいただくためのブログです。当園の個人情報保護方針の趣旨をご理解いただくと共に、第三者へ ID・PW を教えないでください。

⑤　本件に関するお問い合わせは園長又は下記にお願いいたします。
株式会社学研ココファン・ナーサリー ／ 電話：03-6431-1861

コピーしてお使いください

登　園　届（保護者記入）

2023 年１２月改定

保護者の皆さまへ

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について記入及び提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育園生活が可能な状態となってからの登園であるようご配慮ください。

（保護者記入欄）

Gakken ほいくえん戸田公園　　組

園児氏名

病名（いずれかに☑）

□　麻しん（はしか）	□　溶連菌感染症
□　インフルエンザ	□　マイコプラズマ肺炎
□　新型コロナウイルス感染症	□　手足口病
□　風しん	□　伝染性紅斑（りんご病）
□　水痘（水ぼうそう）	□　ウイルス性胃腸炎 （ノロ、ロタ、アデノウイルス等）
□　流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	□　ヘルパンギーナ
□　結核	□　RS ウイルス感染症
□　咽頭結膜炎（プール熱）	□　帯状疱しん
□　流行性角結膜炎	□　突発性発しん
□　百日咳	□　その他 ［アタマジラミ・疥癬・伝染性軟属腫（水いぼ）伝染性膿痂疹（とびひ）・B 型肝炎・ヒトメタニューモウイルス感染症］
□　腸管出血性大腸菌感染症 （O-157、O-26、O-111 等）	
□　急性出血性結膜炎	
□　侵襲性髄膜炎菌感染症 （髄膜炎菌性髄膜炎）	

医師の診断を受け、保護者が登園届を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間(※)	登園のめやす
麻しん(はしか)	発症１日前から発しん出現後の４日後まで	解熱後３日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間(発症前 24 時間から発病後３日程度までが最も感染力が強い)	発症した後５日経過し、かつ解熱した後 2 日経過していること(乳幼児にあっては、3 日経過していること)
風しん	発しん出現の７日前から７日後くらい	発しんが消失していること
水痘(水ぼうそう)	発しん出現 1～2 日前から痂皮(かさぶた)形成まで	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症３日前から耳下腺腫脹後４日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	－	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後２日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後３週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111 等)	－	医師により感染のおそれがないと認められていること。(無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5 歳未満の子どもについては、2 回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。)
急性出血性結膜炎	－	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)	－	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(－)としている。

医師の診断を受け、保護者が登園届を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
新型コロナウイルス感染症	発症２日前から発症後10日間程度まで（発症後 5 日間は感染させるリスクが高い）	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快（解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にある状態）した後１日を経過するまで。
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後１日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の１週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後 1 週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に 1 か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱しん	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
突発性発しん	－	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（－）としている。

Gakken ほいくえん 戸田公園

延長保育について

当園では、勤務時間や通勤時間等の都合で、認定された保育時間内にお迎えが間に合わない世帯を対象に、延長保育を実施しています。延長保育には月ぎめ利用とスポット利用の 2 パターンがあります。月ぎめ利用の場合は通常の保育以外に申し込みが必要となります。

【申込方法】
月ぎめ利用の場合は原則として事前に利用登録が必要です。「月ぎめ延長保育利用登録書」をご提出ください。（毎年度）
面談をしていただき、ご用の時間＋園までの移動時間の状況から利用の可否を審査します。
利用が認められた方には、前月中に 1 ヶ月単位の「延長利用予定表」を提出していただきます。

【延長保育料一覧】

【月～金】

	標準時間		短時間
時間	月ぎめ契約（月額）	スポット契約（日額）	スポット契約（日額）
7:00～8:30			250 円
16:30～18:00			250 円
18:00～19:00	2,500 円	250 円	250 円（計 500 円）
19:00～20:00	1,500 円（計 4,000 円）	150 円（計 400 円）	150 円（計 650 円）

【土曜日】

	標準時間		短時間
時間	月ぎめ契約（月額）	スポット契約（日額）	スポット契約（日額）
7:30～8:30			250 円
16:30～18:30			250 円

- 0 歳児の延長保育に関しては、離乳食完了期になってからご利用いただけます。
- 急な用事で遅くなる時は必ずご一報をください
- 補食・夕食の予約期限は当日 15:00 です。補食・夕食の用意の都合上、それ以降のご予約はお受けできません。
- 延長保育をキャンセルする場合、15:00 までにご連絡ください。
- お迎えが認定（契約）の時間に間に合わなかった場合は遅れた時間分のスポット利用相当の延長保育料をいただきます。（台風などの事前に情報が分かっていて予測できる災害や電車遅延などの場合の延長料金も同様です。）
- 月途中の解約などによる月ぎめ利用料の日割りは行いません。
- 認定された所得の状況等により、自治体から補助が得られる場合がございます。詳しくはお尋ねください。ご不明な点がございましたら、園長までご相談ください。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの
災害共済給付制度への加入について

当園では、不慮の災害に備えて独立行政法人日本スポーツ振興センターへの加入をお願いしております。
金額は下記の通りです。

共済掛金　年額　315 円/人

※詳細は別紙の「独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について」を
ご参照ください。

給食費（主食費・副食費）について

当園で給食をお召しになる3歳から5歳までのお子様に給食材料費の負担をお願いしております。
金額は下記の通りです。

主食費	月額 1,200 円
副食費	月額 4,500 円
給食費総額	月額 5,700 円

- 金額は国および自治体の基準を勘案し決定しております。ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- お住まいの自治体から利用料等が補助される場合があります。詳しくはお尋ねください。
- ご不明な点がございましたら、園までご相談ください。

保育用品の実費徴収について

当園では、お子様が日々の園生活を送るうえで必要な保育用品のうち、①個人使用が望ましいもの②衛生面への配慮が必要なもの③使用頻度が高く消耗的要素がある次の表のものについご購入（任意）頂いております。

ただし、実際に使用するものは、お子様のご年齢やその年の活動計画により違いがあります。詳しくは別にお配りする注文書をご確認ください。

保育用品実費徴収一覧表	
品名	金額
カラー帽子	1,020 円
連絡帳（3 歳未満児）	410 円
おたより（シール帳・3 歳以上児）	370 円
シール	290 円
クレヨン	590 円
ハサミ（右利き用）	410 円
ハサミ（左利き用）	410 円
のり	200 円
粘土	330 円
粘土ケース	510 円
粘土板	550 円
お道具箱	930 円
自由画帳	420 円
唄口（立ち）	320 円
唄口（座り）	480 円

※金額は 2024 年 1 月現在です。時期により変更されることがあります。

※破損や消耗したものを再度ご購入されたい場合は園にご相談ください。

※カラー帽子は入園中持ち上がりで使用します。

卒園アルバムについて

5 歳児の卒園児を対象に、各園にて卒園アルバムを作成し、各ご家庭にお渡しいたします。
アルバム作成費用として、下記料金をお支払いいただきます。

1冊　6, 000 円

- 卒園児の関係者以外の方のご購入はできません。
- 代金は、3 月頃に請求させていただきます。
- アルバムのお渡し時期については、別途お知らせ致します。
- ご不明な点がございましたら、園までご相談ください。

株式会社　学研ココファン・ナーサリー

〒141-8420
東京都品川区西五反田２丁目 11 番８号
学研ビル 7F
電 話：03-6431-1861
FAX：03-6431-1864

Gakken ほいくえん 戸田公園

〒335-0023
埼玉県戸田市本町１丁目 8-20
電 話：048-291-9290
FAX：048-291-9291